

岐阜県と株式会社 JTB 中部との海外からの誘客に関する連携協定書

岐阜県（以下「甲」という）と、株式会社 JTB 中部（以下「乙」という）とは、海外から岐阜県への誘客に関する連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念及び目的）

第1条 この協定は”命のビザ”で知られる岐阜県出身の外交官杉原千畝氏の功績、精神を世界に広め、次世代まで語り継ごうと取り組んでいる甲と、杉原氏から”命のビザ”を受けたユダヤ人の輸送業務を担い、現在においてもなお、企業風土として語り継いでいる乙とが、お互いの共通する理念を生かし、相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、実践に努めることにより、海外から岐阜県への誘客を促進させるとともに、観光の振興及び地域活性化に資することを目的に締結するものである。

（連携等を行う事項）

第2条 この協定に基づき甲及び乙が行う連携等の内容は、次のとおりとする。

- （1）インバウンド受入体制をはじめ魅力ある観光地づくりの支援に関する事項
- （2）周遊型・着地型旅行商品の開発に関する事項
- （3）岐阜ブランド力向上のための情報発信に関する事項
- （4）その他甲及び乙の協議により必要と認められた事項

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、この協定で知り得た機密に属する情報（開示に際して、相手方が機密である旨を明示した情報を指す）を相手方の事前の承諾を得ずに他に漏洩し、または第1条で定める目的以外の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年12月26日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合には、本協定の効力は1年間延長されるものとし、以後同様とする。

2 前項にかかわらず、甲又は乙は、1ヶ月前までに相手方に対して書面による通知を行うことにより、この協定を解消することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月27日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県
岐阜県知事

古 田 肇

乙 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ 39階
株式会社 JTB 中部
代表取締役社長

松 本 博